平成２８年（フ）第４２８号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目11番17号エルヴィータ301、前住所静岡県浜松市南区瓜内町659番地
債務者　植田　健吾
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
静岡県袋井市栄町５番地の11カーサアプリール105号室
債務者　早川　哲幹
1　決定年月日時　平成29年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
岡山市北区青江４丁目３番23号Ａコートヴィレッジ302
債務者　高林　千尋
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５０号
東京都東村山市本町１丁目４番地５サンコーポ久米川407
債務者　粕谷　潔子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９８号
東京都昭島市昭和町５丁目３番２号サンハイツ昭島301号
債務者　宮林　豊和
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３３９号
大阪府豊中市東泉丘２丁目12番10号
債務者　秋本　直美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７１号
大阪府八尾市中田４丁目41番地の３　クレールシャトレー105号
債務者　米田　俊也
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２３号
大阪市旭区清水２丁目３番１号
債務者　岡本　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５４７号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番24―202号
債務者　杉本美紀夫
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３００号
北海道旭川市東８条６丁目２番22号　イースト８．６　205号
債務者　福司　幸男
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
熊本県菊池市豊間279―１　ユートピア菊池２棟203号室、住民票上の住所熊本県菊池市下河原580番地２
債務者　吉田　征紘
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７３０号
福岡県古賀市舞の里３丁目８番10号
破産者　今橋　賢二
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１３号
福岡市早良区内野６丁目３番13―101号
破産者　前田　順子
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県田川市大字伊田1199番地５　グループホームあすなろ館
破産者　和泉　亜紀
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１３９８号
福岡県柳川市大和町皿垣開1601番地３
破産者　津村　　剛
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７５号
岐阜市小野３丁目18番地５
破産者　豊吉久美子
1　決定年月日　平成29年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所